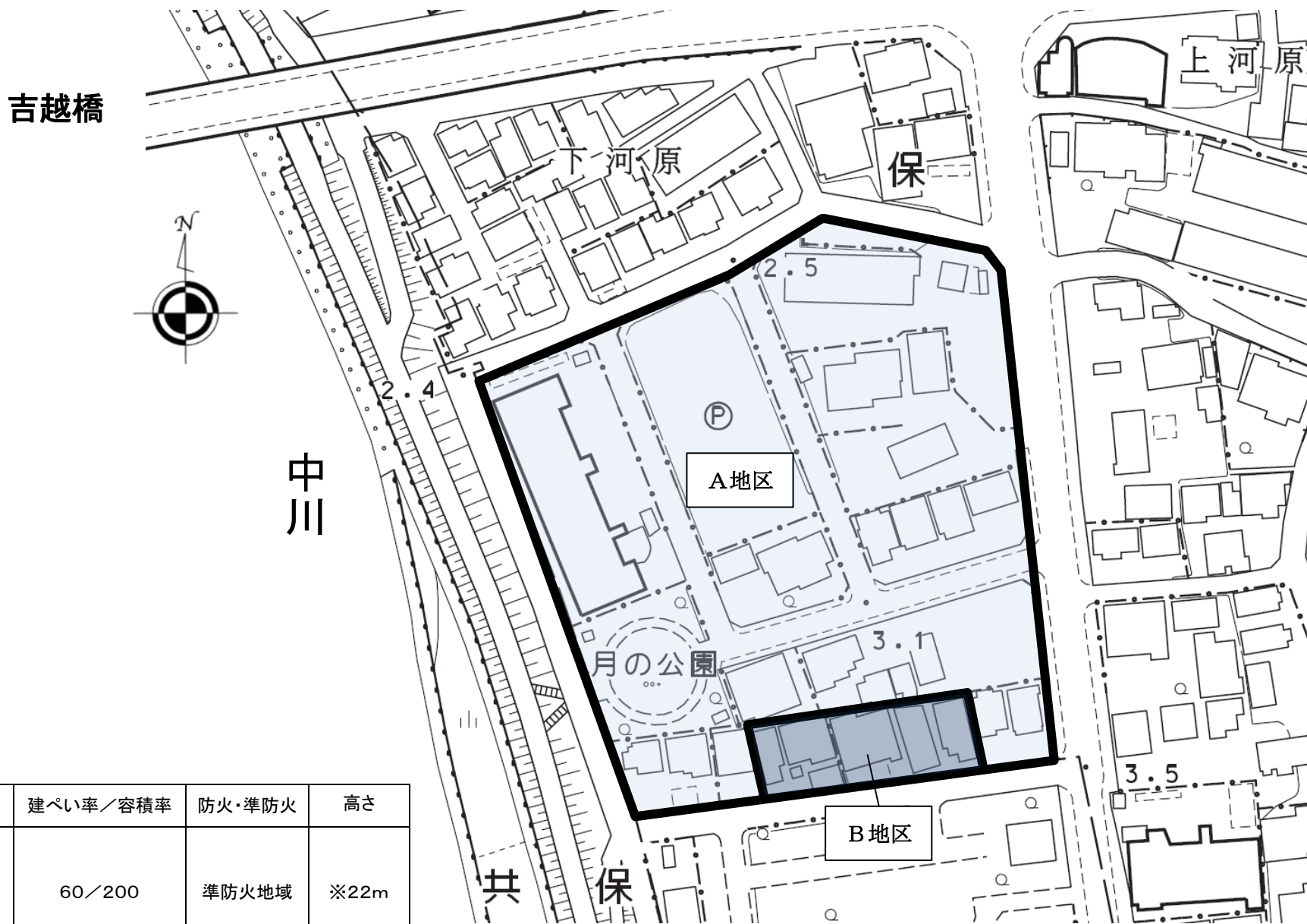


# 吉川保地区地区計画 地区区分図



地区名	用途地域	建ぺい率／容積率	防火・準防火	高さ
A地区	第一種住居地域	60／200	準防火地域	※22m
B地区				

※は地区計画での制限によるもの

# 吉川保地区地区計画

平成14年3月12日都市計画決定

地区	地区の区分	区分の名称	A 地区	B 地区
		区分	区分の面積	約1.3ha
地	建	築	建築物等の用途の制限	
			<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 店舗、飲食店、事務所その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</p> <p>(2) 工場（建築基準法施行令第130条の6で定めるものを除く。）</p> <p>(3) ボーリング場、スケート場、水泳場及び建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設</p> <p>(4) ホテル又は旅館</p> <p>(5) 自動車教習所</p> <p>(6) 畜舎（建築物に附属する床面積の合計が15㎡以下のものを除く。）</p> <p>(7) 倉庫（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(8) 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（敷地内建築物の供給処理に伴うものは除く。）</p>	
区	物	等	建築物の敷地面積の最低限度	
			150㎡	130㎡
整	に	関	<p>ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合</p> <p>(2) 現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合</p>	
			壁面の位置の制限	<p>1 道路境界線との距離</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線までの距離は1.0m以上でなければならない。</p> <p>2 隣地境界線との距離</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、隣地境界線までの距離は0.75m以上でなければならない。</p>
備	す	る	建築物等の高さの最高限度	
			2.2m以下とする。	
計	事	項	建築物等の形態又は意匠の制限	
			屋外広告物や外壁、屋根の色については周辺の景観との調和に配慮したものとすることによって、良好な居住環境の形成に努める。	
画	画	画	かき又はさくの構造の制限	
			<p>1 道路に面する部分のかき又はさくの構造は、生け垣とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 門柱、幅が1.0m以内の門柱の袖壁、門扉その他これらに類するもの</p> <p>(2) 道路面と敷地の地盤面の高さの差が0.3m以下の場合に行う土留め擁壁等で、道路面からの高さが0.6m以下のもの</p> <p>(3) 道路面と敷地の地盤面の高さの差が0.3mを超える場合に行う土留め擁壁等で、敷地の地盤面からの高さが0.3m以下のもの</p> <p>(4) 生け垣の内側（敷地側）に設置する透視可能な柵</p> <p>(5) 他の法令等にかき又はさくの構造について定めがあるもの</p> <p>2 道路に面する部分以外のかき又はさくの構造は、生け垣又は透視可能な柵とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 敷地の地盤面からの高さが0.6m以下のもの</p> <p>(2) 他の法令等にかき又はさくの構造について定めがあるもの</p>	

理由 土地区画整理事業の事業効果の維持増進を図るとともに、緑豊かでうるおいのある良好な住宅市街地の形成を図るため。